



2009年(平成21年) 5月19日 火曜日

天気 6 9 12 15 18 21(時)

名古屋	晴	晴	晴	晴	晴	0	28
豊橋	晴	晴	晴	晴	晴	10	15
岐阜	晴	晴	晴	晴	晴	0	28
高山	晴	晴	晴	晴	晴	0	15
津	晴	晴	晴	晴	晴	0	25
尾鷲	晴	晴	晴	晴	晴	10	15
浜松	晴	晴	晴	晴	晴	10	25
東京	晴	晴	晴	晴	晴	10	27
大阪	晴	晴	晴	晴	晴	10	19

朝日新聞名古屋本社 発行所:〒460-8488名古屋市中区栄1-3-3 電話:052-231-8131 www.asahi.com

2回議決で必ず起訴

検察審査会民意に権限

裁判員制度が始まる21日、市民がすでに参加している「検察審査会」の仕組みも変わる。検察官が「不起訴」と判断して裁判にかけなかった事件でも、検察審査会が「起訴相当」と2回議決すれば強制的に容疑者が起訴されるように改められる。これまで起訴の権限は検察官が独占してきたが、民意で起訴できるようになるのは初めてのことだ。

検察審査会は戦後60年余にわたって続いており、刑事司法への市民参加としては裁判員制度の「先駆格」。地域や地裁支部を拠点として全国に165の審査会がある。くじで選ばれた市民11人が半年の任期で検察官が不起訴処分とした事件を審査。不起訴が妥当なら「不起訴相当」、起訴しなかったことが不適当なら「不起訴不当」か「起訴相

当」と議決する。ただ、議決に法的な拘束力はなかった。近年は年間2千件以上を扱い、「起訴相当」は多くて十数件程度。それらは、検察官が再捜査をした結果、不起訴が維持されるケースが少なくなかった。兵庫県明石市の花火大会での歩道橋事故をめぐる業務上の過失致死傷の容疑で捜査された当時の警察署長や、日本歯

科医師連盟からの献金をめぐって政治資金規正法違反の容疑で捜査された山崎拓・元自民党副総裁らについて、検察審査会は「起訴相当」とした。検察側は起訴しなかった。最終的には検察官の裁量で起訴するかを決める仕組みの見直しを唱えたのは、01年に裁判員制度の導入を打ち出した政府の司法制度改革審議会だった。検察審査会の一定の議決に法的な拘束力を与えて、民意を反映することを提言。検察審査会法が改正された。新しい制度では、今日21日以降に審査会が「起訴相当」の議決を出した場合、検察官はその事件を再捜査し、

3カ月以内に起訴するかどうかを判断しなければならぬ。起訴しなかった場合は再び審査会が審査。改めて「起訴相当」を議決した場合は、容疑者は必ず起訴される。起訴状を書いたり、その後、公判で立証したりする仕事は、検察官ではなく、裁判所が指定した弁護士が担う。証拠や資料は検察官から引き継ぐ。(岩田清隆)